

発議案第 25 号

小・中学校の体育館にエアコンを設置するため、国からの補助制度の創設を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 9 月 13 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	飯 川 英 樹
	同	堀 口 明 子
	同	三 田 登

## 提案理由

国に対し、小・中学校の体育館にエアコンを設置するため、国からの補助制度の創設を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

小・中学校の体育館にエアコンを設置するため、国からの補助制度の創設を求める意見書

本市では、小・中学校の普通教室にエアコンの設置を求める住民の運動が続けられ、いよいよ来年3月末までにエアコンが設置されることとなった。地球温暖化の影響で、35度を超える猛暑日も珍しくない中、子供たちが快適に授業を受けられることをはじめ、保護者としても、安心して子供たちを送り出すことができる。

しかしながら、屋内運動場（体育館）には、いまだエアコンが設置されていない状況である。体育館は災害時の避難場所であり、教室と同じように熱中症が心配される。

よって、本市議会は国に対し、小・中学校の体育館にエアコンを設置するため、国からの補助制度の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

文部科学大臣様